

## 水道水中における放射性物質のモニタリング結果

- 測定機関 福島県食肉衛生検査所
- 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
- 検査頻度 週3回
- 測定方法 水道水などの放射能測定マニュアル（厚生労働省）
- 採水年月日 2025年11月2日、4日、6日、9日、11日、13日、16日、18日、20日、23日、25日、27日、30日

採水場所	水 源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小滝平浄水場	大船水源（表流水）	不検出	不検出	不検出
小山浄水場	木戸川（ダム放流水）	不検出	不検出	不検出

※いずれの検体も、11月30日時点で放射性物質は不検出です。※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値(1Bq/kg)未満であることを示しています。※現在、広野町内の水道水は、小滝平浄水場および小山浄水場より給水しています。

※検査機器の不具合のため、福島県食肉衛生検査所にて週3回の検査となっております。  
詳細については企業団ホームページをご確認ください。

## 《参考》検査日現在の目標値

(単位:Bq/kg)

食品衛生法の規定に基づく 新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
—	—	10	—

※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、国の規制の対象から除外されました。

## 水道修理当番表

指定給水工事業者名	年月	令和8年1月	令和8年2月
北陽管工(有)	0240-27-3419	2日、25日～31日	8日～14日
(有)吉田鉄工所	0240-27-3241	4日～10日	15日～21日
(有)山忠設備工業	0240-27-3311	11日～17日	22日～28日
草野建設(株)	0240-25-3121	1日、18日～24日	—
(有)吉田設備	090-3982-3422	3日	1日～7日

## 問 双葉地方水道企業団

〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小塙字小山6-2  
☎0240-25-5315 (代表) ☎0240-25-5385  
E-mail : soumu@f-mizu.jp

## 広野町内ごみ収集カレンダー

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 可燃	6 ベトガ	7 不燃	8 可燃	9	10
11	12 可燃	13 ベトガ	14 カン	15 可燃	16	17
18	19 可燃	20 ベトガ	21 ビン	22 可燃	23	24
25	26 可燃	27 ベトガ	28	29 可燃	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3 ベトガ	4 不燃	5 可燃	6	7
8	9 可燃	10 ベトガ	11 カン	12 可燃	13	14
15	16 可燃	17 ベトガ	18 ビン	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 ベトガ	25	26 可燃	27	28

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。

## 「林野火災 注意報」「林野火災 警報」の運用が開始されます!

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的に、火災予防条例が改正されます。

今回の林野火災が起きた時、2月としては過去60年間で最も降水量が少なく、「乾燥注意報」が発表され、出火日の最大風速が8.3m/sで、「強風注意報」も発表されていました。



## 「林野火災注意報」とは？

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際、注意報が発令された町村は「火の使用の制限」について、従うこととなります。

## [発令基準]

12月から5月の期間において、以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないこともあります。

## 「林野火災警報」とは？

林野火災の予防上、危険な気象状況になった際、警報が発令された町村は「火の使用の制限」について、従うこととなります。

## [発令基準]

12月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

## 「火の使用の制限」とは？

①山林、原野等において火入れをしないこと。

②煙火（花火等）を使用しないこと。

③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。

④屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

⑤山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。

⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉を始末すること。

## 「火の使用の制限」に従わなかった場合は？

「林野火災注意報」は、罰則が伴わない努力義務となります。

「林野火災警報」は、火の使用の制限に違反した者に対し、30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。（消防法第22条第4項・消防法第44条第18号）

## 「林野火災注意報・警報」発令時の住民周知方法は？

消防車両での巡回広報や町村の防災無線広報、双葉消防および町村HP等を活用して住民に周知します。

## 問い合わせ

双葉消防本部 消防課予防係 ☎0240-25-8523

